

# 全国高等学校登山大会成績評価実施要領

全国高体連登山専門部

全国高校総合体育大会は、高校における各種スポーツの振興をはかり、その健全な発展のために開催される。全国高等学校登山大会もその一部門として、総合体育大会との関連において運営されなければならない。

この登山大会は、正しい高校登山の在り方を求め、その着実な展開と研究を主目的として安全登山を推進するためのものである。

この登山大会の成績評価は、単に優勝を競い順位を争うためのものではなく、大会の主旨を尊重し、登山の基礎的な技術・態度を着実に実践できることを主眼として次の基準によって行うものである。

## 全国高等学校登山大会＜審査基準と指導目標＞

区分	審査項目	審査内容	指導目標	審査細目
I 行 動  (50点)	1 体 力 (40点)	・その山行にふさわしい体力がある。	・持久力のある体力を持ち、山になれた歩行ができる。 ・スタミナの配分を心得、安全・確実な登山を楽しむ余裕をもつ。	・持久力。 ・スタミナの配分。 ・リズム、スピード、バランス。 ・チーム内、チーム間の適度な間隔。 上記について留意し、定められたコースを登山し総合的に評価する。
	2 歩 行 技 術 (10点)	・安全確実な歩行技術が身についている。		・歩行バランス。 ・適度な歩幅。 ・スリップ、転倒をしない。 ・走らない。 ・リズムカルな歩行。
II 生 活 技 術  (15点)	3 装 備 (5点)	・必要品の所持。 ・その数量と保安が適切である。	・必要品の所持とその数量が適切であり、合理的な収納、パッキングを行うことができる。 ・身体保護のための適切な服装着用ができる。	(注) <u>アンダーライン</u> は個々に防水する携行品 (注) ○印はサブザック行動時に携行する装備品 ・共同携行品 テント一式(フライを含む)、○ツェルト、炊事用具一式、コンロ、燃料、○ <u>救急装備</u> 、○ <u>ラジオ</u> 、○ <u>温度計</u> 、 <u>予備食</u> 、○ <u>修理具</u> 、○ <u>裁縫用具</u> ・個人携行品 ○ <u>雨具</u> (上下)、○ <u>防寒着</u> 、 <u>寝袋</u> 、 <u>着替一式</u> 、○ <u>水筒</u> 、 <u>食器類</u> 、○ <u>細引</u> 、○ <u>ヘッドランプ</u> ( <u>予備電池を含む</u> )、○ <u>計画書</u> 、

II 生 活 技 術  (15点)	3 装 備 (5点)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○大会地図、○磁石、</li> <li>○時計、○筆記具、○ナイフ、</li> <li>○呼笛、○手袋、○マッチ、</li> <li>○ライター、○非常食、</li> <li>○行動食、ザック、○サブザック、○携帯トイレ</li> <li>○(その他その山行に合った必需品)</li> <li>・必要な救急装備の所持。</li> <li>・服装 登山大会服装規定に従う。 登山靴、帽子の着用。</li> <li>・携行品の破損の有無。</li> </ul>
	4 設営・撤収 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動作に無駄がなく、メンバーの連携と手順がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テントの仕様を理解し、強度を損なわず、特性を活かした適切な扱いができる。</li> <li>・安全に、かつ悪天時にも対応しうる適切な設営手順を身につける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定時間内での設営、撤収。</li> <li>・手順。</li> <li>・ペグの位置、打ち込み、本数。</li> <li>・張り網の適正な張り方。</li> <li>・設営中及び設営後のザック等の整理。</li> <li>・撤収後の整地。</li> </ul>
	5 炊 事 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全や衛生に配慮している。</li> <li>・食料計画が適切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料計画は栄養的知識に基づいた献立と調理法を理解し、行動計画に適合して工夫と応用ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンロの正しい使い方。</li> <li>・安全への配慮。</li> <li>・燃料の量及び管理。</li> <li>・食料計画と実際の一致。</li> <li>・衛生的な調理。</li> </ul>
III 知 識  (20点)	6 天 気 図 (4点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天気図の作成・解析、天気予報ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象に関する基礎的知識を持ち、天気図の作成と解析、天気予報ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地点の気象。</li> <li>・放送等圧線。</li> <li>・等圧線。</li> <li>・高気圧、低気圧、前線。</li> <li>・解析・予報。</li> </ul>
	7 課題テスト (1)自然観察 課題テスト (4点) (2)救急知識 課題テスト (4点) (3)気象知識 課題テスト (4点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登山に臨むうえでの基礎的な知識を有する。</li> <li>・会場となる山域についての基礎的な知識を有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じた適切な対応をとれるよう、実践的な知識を習得する。</li> <li>・対象となる山域について研究し、必要な知識を身につけて登山に臨む。</li> </ul>	<p>(1)(2)(3)共通課題として、予報第1号より、大会山域に関する基礎的な知識を問う。</p> <p>このほか、各課題テストでは次の内容で出題を行う。</p> <p>(1)登山を行う上での一般的な知識。</p> <p>(2)実地に対応できる基礎的救急処置の知識。</p> <p>(3)天気図等の情報の活用、観天望気を行うための基礎的な知識。</p>

	8 計 画 書 (2 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登山計画書の記載が適切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登山計画書の必須事項を適正に記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンバー表 (名前、生年月日、住所、保護者等の名前、保護者等の電話番号)、緊急連絡先 (留守本部、大会本部)、日程表、荒天対策、概念図、断面図、装備表 (共同、個人分担表、重量)、食料計画 (献立、食材、カロリー、分担、重量、予備食、行動食、非常食)、救急装備表。</li> </ul>
	9 行 動 記 録 (2 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動記録の記載が適切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後に役立つ行動記録の記載をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要地点の出発・到着時間、または通過時間、天気、コースの概況、自然観察 (植生含む)、体調の記入。</li> </ul>
IV 読 図 技 術 (10 点)	10 読 図 技 術 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コース上の定点の位置が、地形図上で特定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読図・地形の観察が現地で即応できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読図による地点確認。</li> </ul>
V マ ナー・自 然 保 護 (5 点)	11 マ ナー・自 然 保 護 (5 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護をわきまえ、マナー全般がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護をわきまえ、マナー全般にわたり良く、他の登山者への気配りができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間の厳守。 (出発・集合・起床・就寝)</li> <li>・休憩時のザック位置の配慮、マナー。</li> <li>・歩行中のマナー。</li> <li>・自然保護への配慮。</li> <li>・幕営地におけるマナー。</li> <li>・指示の遵守。</li> </ul>

(平成 27 年 11 月改正、平成 30 年 11 月一部改訂、令和 6 年 11 月一部改訂、令和 7 年 11 月一部改訂)